

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年（2026年）4月

吹田市

# 目次

## 業務及びプロポーザルに関する事項

1 業務の内容等	1
2 参加資格要件	1
3 提案募集スケジュール概要	2
4 提案募集の概要及び日程	2
(1) 名称	2
(2) 選定方法	2
(3) 発注者及び事務局	3
(4) 実施要領及び仕様書等の配布	3
(5) 参加表明書等の提出	3
(6) 質疑の受付及び回答	4
(7) 参加資格通知	4
(8) 提案辞退	4
(9) 提案書等の提出	5
(10) 提案の無効に関する事項	6
5 事業者の選定	6
(1) 審査方法及び留意事項	7
(2) 審査	7
(3) 審査の結果通知	8
(4) 審査結果の公表	8
6 契約について	8
7 その他	8

## 審査基準に関する事項

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務

公募型プロポーザル審査基準…………… 10

## 様式集

【様式1】参加表明書	11
【様式2】会社概要書	12
【様式3】類似契約実績書	14
【様式4】誓約書	15
【様式5】業務実施体制調書	17
【様式6】業務責任者実績書	18
【様式7】提案書	19
【様式8】質疑書	20
【様式9】参加辞退届	21

この「吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、吹田市（以下「本市」又は「発注者」という。）が吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務等に当たり、必要な業務を委託するため、受注する事業者の募集及び選定を行う上での手続等を定めるものです。

## 1 業務の内容等

項目	内容
業務名称	吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務（以下「本業務」という。）
業務内容	吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。
履行期間	契約締結日（令和8年（2026年）9月1日予定）から令和12年（2030年）3月31日まで
見積上限額	金 42,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） （令和8年度：6,000,000円 令和9年度以降：各12,000,000円） 上記の年度ごとの価格を超える提案は、失格とします。
契約保証金	吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがあります。
支払条件	各年3月31日までに該当年度の成果品全ての引き渡しを受けた上で、提案金額及び見積上限額を限度に支払う予定です。（事業者選定後に締結する契約書に従って支払います。）

## 2 参加資格要件

- (1) 本業務の公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たす、単一の企業または2社以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とします。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - イ 法人にあっては法人税及び消費税に、個人にあっては所得税及び消費税に未納が無いこと。
  - ウ 吹田市の市民税及び固定資産税に未納が無いこと。
  - エ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
  - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
  - キ 大阪府暴力団排除条例第2条第2項及び同条第4項に規定される暴力団員及び暴力団密

接関係者に該当しないこと。

ク 特定保健指導機関として特定健診・特定保健指導機関コードを取得していること。

ケ 参加表明書の提出時点で、平成28年度(2016年度)以降に自治体から特定保健指導業務について委託を受け完了実績があるか、履行期間中にあつては履行期間後1年以上を経過している事業の実績があること。

(2) 参加者は、契約候補者決定までの間に、(1)アからケに定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとします。

### 3 提案募集スケジュール概要

項番	手続等	期限等
(1)	実施要領等の公表 (募集開始)	令和8年5月18日(月)
(2)	実施要領等の配布	令和8年5月18日(月)～6月8日(月)
(3)	参加表明書等の受付	令和8年5月18日(月)～6月8日(月)【必着】
(4)	質疑書の提出	令和8年5月18日(月)～5月26日(火) 【午後5時30分必着】
(5)	質疑書の回答	令和8年6月1日(月)
(6)	参加資格通知	令和8年6月9日(火)
(7)	提案書類の提出	令和8年6月12日(金)～6月25日(木)【必着】
(8)	審査(書類、プレゼンテーション、ヒアリング)	令和8年7月17日(金)予定
(9)	審査結果通知	令和8年7月31日(金)予定
(10)	契約内容の調整	令和8年8月3日(月)～8月31日(月)予定
(11)	契約締結	令和8年9月1日(火)予定

### 4 提案募集の概要及び日程

(1) 名称

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務に関する提案募集

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が見積上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーショ

ン及びヒアリングに対し評価を行います。

(3) 発注者及び事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 事務局

吹田市 健康医療部 成人保健課

所在地:〒564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立保健センター5階

電話:06-6339-1212(直通)

メールアドレス:[seijinhoken@city.suita.osaka.jp](mailto:seijinhoken@city.suita.osaka.jp)

(4) 実施要領及び仕様書等の配布

ア 配布期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月8日(月)まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ(「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」)からダウンロードしてください。

ウ 配布資料

(ア) 本業務公募型プロポーザル実施要領

(イ) 本業務仕様書

(ウ) 本業務公募型プロポーザル審査基準

(エ) 提出書類に係る様式

(5) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 会社概要書(様式2)

(ウ) 類似契約実績書(様式3)及び契約書の写し等の履行実績を証する書類

(エ) 誓約書(様式4)

(オ) 業務実施体制調書(様式5)

(カ) 業務責任者実績書(様式6)

イ 提出期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月8日(月)まで

ウ 提出場所

前記(3)イ事務局を参照

エ 提出部数

各1部(ア提出書類の順番で、左上をホッチキス止めしてください。)

#### オ 提出方法

原則、郵送とします。(令和8年6月8日(月)必着。)

※ 書留等受取記録が残る方法で郵送してください。

※ 提出書類が不足している場合は、原則受付できません。

※ やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めますが、イの提出期間中の午前9時から午後5時30分(正午から午後0時45分までは除きます。)まで(土曜・日曜祝日は除きます。)とし、持参の際は事前に事務局まで電話連絡してください。

#### (6) 質疑の受付及び回答

##### ア 受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年5月26日(火)午後5時30分まで

##### イ 質疑方法

質疑書(様式8)に質疑事項を記入の上、電子メールで提出ください。

メールアドレス:[seijinhoken@city.suita.osaka.jp](mailto:seijinhoken@city.suita.osaka.jp)

※ 件名は「吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務に関する質疑(事業者名)」としてください。

※ 受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内(午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までは除きます。))土曜・日曜祝日は除きます。)に、事務局に電話連絡を入れてください。

※ 電話・来訪等による質問には応じません。

##### ウ 質疑回答日及び方法

令和8年6月1日(月)に回答

吹田市ホームページ(「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」)に回答を掲載します。

#### (7) 参加資格通知

令和8年6月9日(火)に、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果を、参加表明時に提出された会社概要書の担当者メールアドレスへ電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格を有する旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由

#### (8) 提案辞退

参加表明書の提出後に参加辞退する場合は、すみやかに「参加辞退届」(様式9)に記載し、原則、郵送により提出してください。なお、辞退したことをもって、今後、本市が発注する委託業務等について、競争上の不利益となることはありません。

(9) 提案書等の提出

本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
(ア) 提案書【表紙】(様式7)	1部	—
(イ) 記録(プレゼンテーションを収録したもの)	5部	DVD又はUSBを使用し、mp4動画を収録したもの
(ウ) 企画書(様式自由) <u>※15枚以内</u>	10部	(ウ) から(オ) の順番で、左上をホッチキス止めのこと
(エ) 見積書(様式自由) 詳細はキを参照		
(オ) 工程計画表(様式自由)		

イ 提出期間

令和8年6月12日(金)から6月25日(木)まで

ウ 提出場所

前記(3)イ事務局を参照

エ 提出方法

原則、郵送とします。(令和8年6月25日(木)必着。)

※書留等受取記録が残る方法で郵送してください。

※提出書類が不足している場合は、原則受付できません。

※やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めますが、イの提出期間中の午前9時から午後5時30分(正午から午後0時45分までは除きます。)まで(土曜・日曜祝日は除きます。)とし、持参の際は事前に事務局まで電話連絡してください。

オ 提案書等に関する留意事項

(ア) 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のため必要な事項を記載してください。

(イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意して記載してください。

(ウ) 企画提案した事項は、全て見積金額の範囲内で実施してください。

(エ) 用紙の規格はA4判、両面印刷で、横書きとします。

(オ) 文字サイズは、11ポイント以上とします。

(カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(キ) 提出書類のうち、提案書以外の全ての書類の右上には、必ず参加者番号(参加資格通知の際にお知らせします。)を入れ、適宜ページ番号を振り、左上をホッチキス止めとします。

(ク) 提出書類への鉛筆書き及び容易に消去することができる文具による記載は認めません。

(ケ) 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、提案事業者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。

(コ) 提出書類の差し替えは認めません。

(サ) 提出書類の返却はしません。

カ 記録媒体(プレゼンテーションを収録したもの)に関する留意事項

(ア) 記録媒体は、DVD 又は USB を使用し、mp4動画を収録してください。

(イ) 必ず、本業務の業務責任者が指名する業務を理解した者が行ったプレゼンテーションを収録してください。

(ウ) 本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意して収録してください。

(エ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(オ) 収録時間は、10分以内とします。

(カ) 記録媒体及びケースには、必ず参加者番号(参加資格通知の際にお知らせします。)を記入してください。

(キ) 記録媒体及びケース並びに収録映像には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。

(ク) 提出後の差し替えは認めません。

(ケ) 記録媒体及びケースの返却はしません。

キ 見積書に関する留意事項

(ア) 各年度で実施する業務の積算内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載してください。

(イ) 見積上限額は、前記「1 業務の内容等」の見積上限額のとおりとします。提案見積書を作成する際には「1 業務の内容等」の業務内容に示している仕様書の1ページ「5 対象者及び予定人数」の数値を用い、この予定人数に対応する事業を実施した際に、提案上限額に収まるよう見積書を作成すること。

(10) 提案の無効に関する事項

次の事項に1つでも該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア 契約候補者の選定時点において、前記「2 参加資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。

オ プロポーザル選定委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。

ク 応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき。

ケ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行う、又は指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

## 5 事業者の選定

「吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務プロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。)において、審査(書類、プレゼンテーション、ヒアリング)を行います。選定委

員会には評価部会を置き、評価部会員は、「吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勸奨業務公募型プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき提案を審査し、審議の状況及び結果を選定委員会に報告します。

「吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勸奨業務公募型プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、委員会において、最優秀提案事業者と次点者を契約候補者として選定します。なお、応募が1者の場合でも審査し、適否を判断します。応募が1者もない場合は、本プロポーザルは取りやめとします。

#### (1) 審査方法及び留意事項

ア 提案内容について、書類、プレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行います。

イ 審査において、各委員による評価点の平均点が、配点合計の6割に満たない場合は失格とします。

ウ 各委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会による合議又は多数決により決定します。

エ 評価、採点に関する異議は受け付けません。

オ 審査項目及び配点等は、審査基準のとおりです。

#### (2) 審査

提案に対する説明を受けるため、参加有資格者に対し、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和8年7月17日(金)(予定)

※ 実施場所及び実施時間等は、個別に連絡します。

※ 参加できない者は失格とします。

イ 時間配分(予定)

ヒアリング15分以内とします。

ウ その他

(ア) 必ず、本業務に業務責任者として従事する者がヒアリングの対応を行ってください。

(イ) パワーポイントの利用は可とします。追加の資料配付は認めません。

(ウ) パソコンの機材は提案者側で用意してください。本市では机、椅子、OAタップ、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルを用意します。

(エ) ヒアリングの出席は3名までとします。

(オ) 法人名や会社名を特定できるようなもの(バッジ等)を身につけないでください。

(カ) 審査基準の「審査の視点」に留意してプレゼンテーションを実施してください。

### (3) 審査の結果通知

令和8年7月31日(金)(予定)に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。選定結果の問い合わせは一切応じません。ただし、契約候補者として決定されなかった提案事業者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内に、電子メールにより事務局に説明を求めることができます。

### (4) 審査結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページにおいて、選定結果を次のとおり公表する。

ア 選定事業者名(最優秀提案者名)並びに契約金額と評価点

イ すべての提案事業者の合計評価点

※選定事業者以外はアルファベットにて表示

ウ 評価項目・審査基準・配点

エ 選定委員の役職名

オ 選定委員会の会議録の概要

## 6 契約について

- (1) 最優秀提案事業者と本業務の契約締結交渉を行うものとしします。選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション時の説明事項は、原則として、契約時に業務委託仕様として採用することを想定しています。
- (2) 最優秀提案事業者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとしします。
- (3) 契約保証金は、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上としします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがあります。

## 7 その他

- (1) 提案事業者は、契約候補者決定後において、実施要領等の内容に不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (2) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案事業者の負担とします。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置の対象となる場合があります。
- (4) 本業務プロポーザルに参加する者のうち、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていないものは、契約候補者となった場合、速やかに同資格者名簿登載者と同程度の資格を有すると証する以下の書類を提出すること。
  - ア 履歴(現在)事項全部証明書(写し可)
  - イ 印鑑証明書(写し可)

ウ 納税証明書「法人税・消費税」(写し可)

- (5) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属します。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

# 吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務

## 公募型プロポーザル審査基準

審査の項目	審査の視点	審査ポイント	配点
業務実績	自治体で実績	大阪府内での業務実績があるかどうか	20
		特定保健指導実施率(法定報告値)の向上につながる業務実績を十分に有しているか	
		統括責任者および担当者は、本業務を遂行するための業務経験を十分に有しているか	
実施体制・実施計画	人員配置の妥当性	必要十分な要員配置、管理体制となっているか	65
	従事する職員の質の向上のための取組み	従事する職員の教育体制を整えているか	
		従事する職員は一定の経験(特定保健指導に関する見識と経験を有するもの)、資格(医師、保健師、管理栄養士)を保有しているか	
	事故、非常災害時の取組み及び苦情対応体制	規定やマニュアルの内容に担当者の役割等が明確にされており、現実に対応可能であるか	
		苦情、トラブル、事故や緊急時等に速やかに連絡がつき、対応ができるか	
個人情報保護及び守秘義務について	自然災害に対応する規定や安全管理体制を確保しているか 個人情報漏洩防止のために必要な措置を講じているか		
企画・実施	特定保健指導実施率及び完了率向上のための対策	対象者が関心をもち利用したい気持ちになる工夫があるか(利用案内ちらしの内容やインセンティブ付与の工夫等)	120
		対象者が利用しやすい工夫があるか(申込方法、実施日時や実施方法の設定等)	
	特定保健指導実施率及び完了率の目標値	利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工夫があるか(次回案内方法、プログラムや利用特典の工夫等)	
		積極的支援において、実績評価で体重2kg減、腹囲2cm減となるために工夫する取組みがあるか	
		対象者の健診結果や生活上の課題を踏まえ、個々の特性に合わせて生活習慣が改善できるような指導の工夫があるか(使用教材やアプリの活用等)	
		対象者に合わせ柔軟にICTが活用できる環境を整えているか	
		PHRを取り入れ、保健指導ができるか	
未利用者への勧奨方法	未利用者が関心をもち利用したい気持ちになる工夫があるか(未利用者への利用案内ちらしの内容や案内方法等)		
報告、効果検証等	検証、報告(実施効果や今後の課題について)	事業の効果検証及び課題の明確化の手法が適切であるか 得られた数値等から実施効果と今後の課題を分析し、市が活用しやすい形式で報告ができる	20
金額	見積金額		45
プレゼンテーション及びヒアリング	担当者の適応性及び業務に対する取組み意欲があるか	熱意、積極性、意欲、品格、礼節	30
		回答的的確さ	
		回答の説明の分かりやすさ・聞きやすさ	
		提案内容の実現性 全体の印象	

【様式1】

令和8年 月 日  
(2026年)

吹田市長 宛

所在地  
名称  
代表者

印

## 参加表明書

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルへの参加を表明します。なお、添付書類の内容については真実と相違ないこと及び実施要領に示す参加資格要件の全てを有することを誓約します。

記

### I 添付書類

- (1) 会社概要書(様式2)
- (2) 類似契約実績書(様式3)及び契約書の写し等の履行実績を証する書類
- (3) 誓約書(様式4)
- (4) 業務実施体制調書(様式5)
- (5) 業務責任者実績書(様式6)

【様式2】

## 会社概要書

### 1 本社本店

会社名	フリガナ
代表者名 (職・氏名)	フリガナ
所在地	〒
業務内容	
設立年月日	
資本金	
ホームページURL	

### 2 業務実施支社、支店、営業所

※本社本店が業務実施の場合は、所在地欄にのみ「全て同上」と記載してください。

会社名	フリガナ
代表者名 (職・氏名)	フリガナ
所在地	〒

### 3 従業員数

※本社本店が業務実施の場合は、業務実施支社、支店、営業所欄は記載不要です。

区分	技術系	事務系	合計
本社本店	人	人	人
業務実施支社、支店、営業所	人	人	人

#### 4 担当者

所 属	
氏 名	
役 職	
電 話 番 号	
FAX 番号	
メールアドレス	

【様式3】

## 類似契約実績書

法人名称 \_\_\_\_\_

1	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		
2	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		
3	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		
4	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		
5	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		

※契約書の写し等の履行実績を証する書類を添付してください。なお、写しは、契約件名、契約金額、契約当事者が表記されている部分で結構です。

※記入欄が不足する場合は、適宜、拡大又は追加してください。

【様式4】

## 誓約書

私は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

- 1 私は、吹田市の公共工事等を受注するに際して、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、吹田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が吹田市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明した場合は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例及び吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づき、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が吹田市暴力団の排除等に関する条例第7条第1項に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、契約金額500万円未満のものは除く。)から誓約書を徴し、当該誓約書を吹田市に提出します。
- 6 私の使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明し、吹田市から下請契約等の解除又は2次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

吹 田 市 長 宛

令和 年 月 日

・所在地

・事業者名

・代表者名

・代表者の生年月日

⑩

(契約締結時に押印する代表者印と同じ)

年 月 日

## 【参考】

### 吹田市暴力団の排除等に関する条例(抜粋)

(公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方(以下「契約相手方」という。)及び次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを認めないものとする。

(1) 下請負人(公共工事等に係る全ての請負人及び受託者(契約相手方を除く。))をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)

(2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

2 何人も、公共工事等及び売払い等に関し、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は暴力的不当要求行為(法第9条第23号から第27号までに掲げる行為に限る。)(以下「不当介入」という。))をしてはならない。

(公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等に関する措置)

第8条 実施機関は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

(2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該者の公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を取り消すこと。

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。

(4) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を公共工事等及び売払い等の契約相手方としないこと。

(5) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該契約を解除すること。

(6) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方がその求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。

(7) 不当介入があった場合には、警察官への通報その他の吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成20年吹田市条例第23号)第3章の規定の例により対応すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等を図るために必要な措置

2 実施機関は、前項各号(第3号及び第7号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、入札の参加者、契約相手方又は下請負人等に対し、これらの者が暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出又は必要な事項の報告等を求めることができる。

3 実施機関は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等の契約の履行に当たって不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

### 大阪府暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限り。)のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

【様式5】

### 業務実施体制調書

役 割	氏名・役職	実務経験年数・資格	担当する 業務内容	現在の手持ち 業務件数
業務責任者	氏名  役職	実務経験年数 年 資格 . . . .		
業務担当者 A	氏名  役職	実務経験年数 年 資格 . . . .		
業務担当者 B	氏名  役職	実務経験年数 年 資格 . . . .		
業務担当者 C	氏名  役職	実務経験年数 年 資格 . . . .		
業務担当者 D	氏名  役職	実務経験年数 年 資格 . . . .		

※ 配置を予定している者全員について記入してください。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜、拡大又は追加してください。

【様式6】

## 業 務 責 任 者 実 績 書

法人名 \_\_\_\_\_

業務責任者氏名 \_\_\_\_\_

1	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
2	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
3	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
4	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
5	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日

※実績欄は、適宜、拡大又は追加してください。

【様式7】

令和8年 月 日  
(2026年)

吹田市長 宛

参加者番号  
所在地  
名称  
代表者

## 提 案 書

令和 年 月 日付、8吹健健第 号で通知がありました吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勸奨業務公募型プロポーザルに係る提案書について、下記の書類を添えて提出します。

### 記

#### 1 契約件名

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勸奨業務

#### 2 添付書類

- (1) 記録(プレゼンテーションを記録したもの)
- (2) 企画書(15枚以内)
- (3) 見積書及び年度別内訳書
- (4) 工程計画表

#### 3 担当者

所 属	
氏 名	フリガナ
役 職	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

【様式8】

令和8年 月 日  
(2026年)

吹田市長 宛

## 質 疑 書

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務に関する提案募集に関し、以下の事項について質問します。

法人名

代表者氏名

所在地

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

質疑項目	質疑内容

※質問欄は、適宜、拡大又は追加してください。ただし、質問は簡潔にお願いします。

※回答書には原文のまま掲載しますので、誤字、脱字に注意してください。

受付期間：令和8年(2026年)5月18日(月)から5月26日(火)午後5時30分まで

提出先：吹田市健康医療部成人保健課

メールアドレス：[seijinhoken@city.suita.osaka.jp](mailto:seijinhoken@city.suita.osaka.jp)

【様式9】

令和8年 月 日  
(2026年)

吹田市長 宛

所在地  
名称  
代表者

印

### 参加辞退届

吹田市各種健康診査特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務公募型プロポーザルについて提案参加表明をいたしましたが、都合により参加を辞退します。